

福岡県公報

令和元年十一月十九日
第五十六号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

- 政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に
関する規程の一部を改正する告示 (市町村支援課) ……………一
- 政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収
書の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示 (市町村支援課) ……三
- 政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………九
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………九
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………十
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………十一
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………十一
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………十一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一
部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十一月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政治資金規正法の規定による収支報告書等の写しの閲覧及び交付に関する

規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（平成
二十年十二月二十五日福岡県選挙管理委員会告示第百二十四号）の一部を次のように改

正する。

第六条各号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号を次のとおり改める。

様式第 2 号（第 4 条関係）

収支報告書等の写しの交付請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
（〒 _____）

請 求 者

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
.....

電話番号（ _____ ） - _____
.....

（連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者）
.....

（〒 _____）
.....

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

<p>請求する政治団体の 名称及び収支報告書等</p>	
<p>写しの交付の方法</p> <p>※該当する□内にレ印を記入 してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 複写機により日本産業規格 A 列 4 番の用紙に複写したもの（白黒）</p> <p><input type="checkbox"/> スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写 したもの（<input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> CD-R）</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送希望</p>

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十一月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の

写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年十一月二十六日福岡県選挙管理委員会告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のとおり改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

少額領収書等の写しに係る開示請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては、事務所等の所在地)
(〒)

請求者

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

(連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者)

(〒)

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 19 条の 16 第 3 項の規定により、次のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

請求する国会議員関係 政治団体の名称、支出さ れた年及び支出項目 ※支出項目欄には、下記の①～ ⑨の支出項目を記入してくださ い。 ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤ 選挙関係費 ⑥機関紙誌の発行 その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の 経費	年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目
開示請求の理由・目的 ※開示請求の理由・目的をでき るだけ具体的に記載してくだ さい。			
求める開示の実施の 方法 ※該当する□内にレ印を記入 してください。	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写機により日本産業規格 A 列 4 番の用紙に複写したもの (白黒) <input type="checkbox"/> スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写し たもの (<input type="checkbox"/> F D <input type="checkbox"/> C D - R) <input type="checkbox"/> 郵送希望		

様式第六号を次のとおり改める。

様式第 6 号（第 7 条関係）

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 16 第 11 項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額 ※開示請求書で希望された方法 によるほか、右に記載した方法に よることも可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本産業規格 A 列 4 番の 用紙に複写したもの（白黒）	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を FD に複写したもの	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を CD-R に複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所 ※開示の実施の申出ができる期 間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会		
	電話番号（ ） — 内線（ ）		

- 注 1 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

様式第七号を次のとおり改める。

様式第 7 号（第 7 条関係）

少額領収書等の写しに係る部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付で開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 16 第 11 項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
不開示とした部分及び 理由	該当号	説明	
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額 ※開示請求書で希望された方法 によるほか、右に記載した方法に よることも可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本産業規格 A 列 4 番の 用紙に複写したもの（白黒）	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録を FD に複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所 ※開示の実施の申出ができる期 間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会 電話番号（ ） - 内線（ ）		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第二項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年十一月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
国民民主党	春田久美子	春田 仁志	福岡県福岡市博多区千代四―二九	〇	一、六、一七
福岡県参議院選挙区第2総支部			一五〇エ ルビービル 三F		

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地（第一号）	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
春田くみ こ後援会	春田久美子	春田 仁志	福岡県福岡市博多区博多駅前三―二一六	参議院議員	春田久美子、参議院議員	一、六、一七

(ロ) 法第十九条の七第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第二号）	届出年月日
かわの祥子 日本共産党 福岡県後援会	吉野 高幸	河野 一弘	福岡県福岡市博多区住吉五―一六一―四	河野 祥子、参議院議員	一、六、二二

(ハ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いまむら寿人後援会	嶋田 尊之	高嶋 崇	福岡県田川市大字川宮九三〇―一	一、六、二二
わたり孝二後援会	渡 孝二	渡 篤子	福岡県古賀市川原一五四七―一	一、六、一三

福岡県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年十一月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党	春田久美子	主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前三―二一六	福岡県福岡市博多区千代四―二九一	一、六、一七
福岡県参議院選挙区第2総支部			一六	五〇 エルビービル 三F	
国民民主党	廣瀬 勝栄	代表者の氏名	廣瀬 勝栄	中村 誠治	一、六、一八
福岡県第6区総支部					

自由民主党 境 公司 代表者の氏名 境 公司 田中 秀子
 大牟田支部 会計責任者の 尾崎 優次 田中 善信
 氏名

自由民主党 下石 誠 会計責任者の 安井 祐輝 木和田雅也
 福岡県港湾 支部 氏名

自由民主党 平畑 雅博 主たる事務所 福岡県福岡市早良 福岡県福岡市早良
 福岡県福岡 支部 所在地 区昭代三二二三 区祖原二二二五
 市早良区第 五支部 ○

自由民主党 井上 正文 代表者の氏名 井上 正文 中村 氏正
 宗像市支部

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日
 の名称 の氏名

荒武みるき後 荒武 見希 主たる事務所 福岡県福岡市南 福岡県福岡市南
 援会 所在地 区野間一一九一 区野間四一一一
 三三八〇六 三五一一〇号

市川廣一後援 市川 廣一 会計責任者の 山村 善昭 永松 新
 会 氏名

えがわ俊彦後 小川 清春 主たる事務所 福岡県大牟田市 福岡県大牟田市
 援会 所在地 大正町一一九一 新栄町一九一九
 一 K I C H I
 ビル二階

おがたふみの 緒方 文則 主たる事務所 福岡県北九州市 福岡県北九州市
 り後援会 所在地 門司区大里原町 門司区高田一
 一一六一五〇一 四一一二五

全日本不動産 伊藤 明 代表者の氏名 伊藤 明 沢田 光泰
 政治連盟福岡 会計責任者の 池尻 洋 福江 正徳
 県本部 氏名

中島慎一後援 米澤 英子 主たる事務所 福岡県北九州市 福岡県北九州市
 三二、四、一

会 所在地 門司区黒川西三 門司区本町一
 一三一九 一四
 日本葉業政治 大黒勇一郎 代表者の氏名 大黒勇一郎 新道 隆明
 連盟福岡県支 部

野尻ひさよし 野尻 尚義 主たる事務所 福岡県福岡市西 福岡県春日市須
 と福岡を元氣 の所在地 区徳永北三一二 玖北六一三ハ
 にする会 一一四〇一 ヤシビルF

福井たかお後 福井 崇郎 主たる事務所 福岡県福津市津 福岡県福津市津
 援会 所在地 屋崎四一一二一 屋崎一一二七一
 八 一五

福岡令和会 国分 徳彦 政治団体の名 福岡令和会 みらい・無所属
 称 会
 吉田浩一後援 吉田 浩一 主たる事務所 福岡県福津市本 福岡県福津市宮 三一、四、八
 会 所在地 木一八六八 司一一一八

福岡県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治
 団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年十一月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体 の名称 代表者 の氏名 解散年月日

明石哲也後援会 明石 政巳 三一、四、三〇

いまむら寿人後援会(設立届出年月日 二六、二、一三) 嶋田 尊之 三一、四、一一

大城節子後援会 大城 節子 三一、四、三〇

かみや由香後援会 紙谷 由香 一、六、二五

久留米を前へ進める会

大久保 勉 一、六、二〇

後藤敬介後援会

後藤 敬介 一、六、一

竹内りいち後援会

竹内 利一 三〇、一二、三一

南光会

光安 力 一、五、三一

福岡の経済を考える会

荒卷 栄一 一、六、二〇

光安力後援会

高月 克宏 一、五、三一

八尋もとはる後援会

吉田 俊哉 三〇、一二、三一

吉住ながとし後援会

吉住 長敏 一、五、三一

福岡県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年十一月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
春田久美子	参議院議員	春田くみこ後援会	福岡県福岡市博多区博多駅南三二二	一、六、一七

一六

福岡県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年十一月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
荒武 見希	荒武みるき後援会	主たる事務所所在地	福岡県福岡市南区野間一九一	福岡県福岡市南区野間四一	一、六、六
野尻 尚義	野尻ひさよしと福岡を元気にする会	主たる事務所所在地	福岡県福岡市西区徳永北三一二	福岡県春日市須玖北六一三	一、五、一
吉田 浩一	吉田浩一後援会	主たる事務所所在地	福岡県福津市本木一八六八	福岡県福津市宮司一八一八	三、四、八

福岡県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年十一月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

（一）法第十九条第三項第一号による届出	資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
大城 節子	大城節子後援会	大城節子後援会	三、四、三〇
紙谷 由香	かみや由香後援会	かみや由香後援会	一、六、二五
竹内 利一	竹内りいち後援会	竹内りいち後援会	三〇、一二、三一
光安 力	南光会	南光会	一、五、三一
吉住 長敏	吉住ながとし後援会	吉住ながとし後援会	一、五、三一